

市 有 財 産 売 払 公 告

市有財産を「市有財産売払申請書」提出の先着者を契約相手方として売払うので、下記のとおり公告する。

令和7年11月5日

七尾市長 茶 谷 義 隆

記

1 売払物件

「先着順応募受付物件一覧表」のとおり。

2 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者

3 申込みにあたって付す条件

「公序良俗に反する使用（暴力団事務所等の利用）等の禁止及び、当該履行状況の把握に係る実態調査等、並びに、当該履行状況違反等に係る違約金の支払い」等を条件とする。

4 申込受付期限及び場所

(1) 受付期間

令和7年11月14日（金）から令和8年3月13日（金）までの間
（土、日及び祝日等の閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

七尾市袖ヶ江町イ部25番地 七尾市役所本庁1階
総務部監理課（管財グループ）

5 契約相手方の決定

申込受付期間中において、最初に申込み（無効な申込みを除く）を行ったものを契約相手方として決定する。（契約相手方の決定には、申込後、一定の期間を要する。）

ただし、申込受付期間中の同日において複数の申込み（無効な申込みを除く）があった場合には、抽選により契約相手方を決定する。抽選により落選した者は補欠者として順位登録し、契約相手方が下記7に定める契約締結期限等までに契約を締結しなかった場合に限り、契約相手方として繰上決定する。なお、抽選日時等は、申込みを行った者に別途通知する。（通知には、申込後、一定の期間を要する。）申込みを行った者が抽選会場にいない場合は、市の指定した者にくじを引かせて契約相手方を決定する。

申込みの際には、市が指定する「市有財産売払申請書」に後述する必要な添付書類を添えて持参により提出しなければならない。（「市有財産売払申請書」の様式は上記4の(2)の受付場所等において交付する。）添付書類は、市が指定する「誓約書」、「同意書」のほか、申込みが個人の場合には「住民票」、法人等の場合には「法人登記簿（法人の登記事項証明書）」及び「役員一覧表」等となる。

6 申込みの無効

申込者に必要な資格のない者のした申込み及び申込みに関する条件に違反した申込みは無効とする。

7 契約締結期限

売買契約の締結は、契約相手方決定の日から30日以内に行うものとする。(抽選の場合においては、当選決定日より30日以内に行うものとする。)

期限までに売買契約を締結しない場合には、申込みは無効とする。

売買契約の締結期限に該当する日が土日・祝日等、閉庁日に該当する場合には、直前の開庁日を期限とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

9 売買代金等の支払い方法

(1) 契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法

(2) 契約を締結しようとするときに契約保証金を納付し、30日以内に売買代金全額を納付する方法

契約を締結しようとするときに契約保証金として売買代金の1割以上(円未満切上)を納付し、その後、売買契約締結の日の翌日から起算し30日以内に売買代金の残金(売買代金には、契約保証金を充当する。)を市が発行する納入通知書により納付する。なお、期限までに売買代金の納付がない場合は、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属します。

10 その他の事項

申込者は、本公告のほか、七尾市で交付する市有財産売買契約書(案)等を十分理解の上、申込むこと。

先着順応募受付物件一覧表

物件 番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	売払価格
R7 先 -1	七尾市石崎町ケ1番46	土地	137.58	宅地	都市計画区域内非線引区域 (用途指定なし)	1,000,000円
R7 先 -2	七尾市田鶴浜町ホ234番2	土地	95.89	宅地	都市計画区域外	450,000円
R7 先 -3	七尾市津向町ト103番17	土地	303.41	宅地	都市計画区域内非線引区域 (工業専用地域)	2,370,000円